

あわらし総合振興計画審議会

日時 令和2年7月1日(水)
午後1時30分から
場所 あわらし役所 正庁

会議次第

1 あいさつ

2 あわらし総合振興計画審議会について

3 協議事項

(1) 会長及び副会長の互選について

(2) 第2次あわらし総合振興計画後期基本計画の策定について(資料1)

4 その他

あわら市総合振興計画審議会名簿

(敬称略)

職名	氏名	備考
会長	吉田 純一	学識経験者
副会長	関 法子	あわら市社会福祉協議会会長
委員	笹岡 一彦	福井県議会議員
委員	玉川 洋一	あわら市教育委員会教育長職務代理者
委員	坪田 清孝	あわら市農業委員会会長
委員	長谷川 巧	あわら市区長会連絡協議会会長
委員	堀江 与史朗	あわら市都市計画審議会
委員	坂井 健志	坂井地区医師会会長
委員	久住 健一	坂井健康福祉センター長
委員	赤尾 政治	あわら市商工会会長
委員	前田 健二	あわら市観光協会会長
委員	伊藤 和幸	芦原温泉旅館協同組合理事長
委員	北島 友嗣	JA 福井県理事
委員	坂井 幹夫	坂井森林組合代表理事組合長
委員	久野 好夫	あわら市文化協議会副会長
委員	石黒 豊	あわら市民生委員児童委員協議会連合会会長
委員	堂庭 信男	あわら市スポーツ協会会長
委員	浅田 茂吉	あわら市老人クラブ連合会会長
委員	笹原 修之	あわら市PTA連合会会長

○あわら市総合振興計画審議会規則

令和2年3月27日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市附属機関設置条例(令和元年あわら市条例第24号)第3条の規定に基づき、あわら市総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 市長は、必要に応じて第1項に規定する委員のほかに特別委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員及び特別委員の任期は、当該あわら市総合振興計画に関する審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、創造戦略部政策広報課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。